

障害者の就労と多様な「自立」支援策の必要性 —知的障害および精神障害をもつ人の本人調査をもとに—

石倉 康次*

知的障害や精神障害をもちながら企業や作業所等で就労している人たち自身を対象とした調査をもとに、その実態と「自立」のための多様な支援策の必要性を明らかにした。社会福祉サービスの対象者に対して、就労を通して、福祉的援助から「自立」させていく政策動向が90年代から国際的に展開されてきた。「福祉から就労へ」あるいは「ウェルフェアからワークフェアへ」の政策動向がそれぞれある。新自由主義的なこの政策動向が日本の障害を持つ人の「自立」のためにどの程度適格的なのか、実際に就労している人の実態と意識をもとに検証を行った。その結果明らかになったことは、①「就労を通じた自立」が可能な障害を持つ人はごく一部に限られており、さまざまな支援策に「依存しながらの自立」という目標設定が必要であること、②「依存しながらの自立」する状態を維持するには、障害を持った人に適格的な就労場の開拓、所得保障、日常生活支援、相談支援、コミュニケーション支援などの多面的な支援策が継続されなければならないこと、③日本で未確立な就労分野での「依存的自立」にあたる「保護雇用」とジャンルの開拓が必要であることなどである。

キーワード：障害者の自立、ワークフェア、アクティベーション、保護雇用

はじめに

日本では2000年代に入って、福祉サービスの給付水準や経済給付の水準を抑制する一方で就労促進をはかる政策傾向が強められた。母子家庭自立支援対策大綱（2002年）、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（2002年）、生活保護自立支援プログラム（2005年）そして障害者自立支援法（2006年）などがそれぞれある。欧米の先進資本主義諸国でも90年代から「福祉から就労へ」の流れ、あるいは労働・雇

用政策と社会保障・福祉政策とを融合させ労働を奨励する福祉政策の流れが強まっていた。この労働を奨励する福祉政策は二つに区別することができる。ひとつはアメリカの貧困家族一時扶助法に源流を持つとされる「就労を福祉給付の絶対条件として、就労しない場合には給付を打ち切るといった制裁的な意味合いをもって」政策で「狭義のワークフェア」と呼ばれている。もう一つはスウェーデンで90年代よりも以前から始まっている「積極的労働市場政策」の基礎の上に教育や職業訓練、リハビリテーション、一時的雇用、所得保障給付、企業への助成金等を結びつけて雇用促進を図っていく政策で「アクティベーション」と呼ばれてい

*立命館大学産業社会学部教授

る。この政策はもともと、「受給者に対して制裁を課すものではなく、労働市場のパフォーマンスを向上させること」で目的を達成しようとするものである。しかし、この政策も90年代の経済危機下での失業率の増加により、一定期間が経過しても就労できない人が給付を受け続けることになり目的どおり機能しておらずプログラムへの参加を義務づける要素が含まれるように「変質」してきているなどと指摘されている。また、失業保険受給者以外の、高齢、障害、疾病、アルコールや薬物依存などの人にこのアクティベーション政策が実施される中で、それらの人々が有する固有の複雑な問題への支援を受けにくくなり、就労につなげる効果も機能しなくなってきているとも報告されている¹⁾。いずれも、対象者を労働力商品として市場に送り出すことを目的としており新自由主義的な改革と親和性が高いという共通の性格を有している。

本稿では、まず障害者関係法における「自立」と「就労」に関する位置づけの変遷をたどり、研究者のあいだでの議論にもふれつつ自立をめぐる意味内容の多義性を確認したい。さらに、それを踏まえた上で、石倉が近年に取り組んできた障害者関係の調査結果をもとに障害を持つ人自身の就労の実態を明らかにし、自立支援の現実的課題の多面的な性格を実証的に明らかにしたい。この問題の解明には法律論や政策論レベルの議論にとどまるのではなく、まさに障害を持った当事者の実態や意識を確認する作業をくぐり抜けてこそ、「自立」のための実際の課題を浮き彫りにし現行制度・施策の問題点を鮮明にできると考えるからである。

1. 障害者福祉関係法規にみる「自立」と「就労」支援

まず最初に、日本の障害者福祉関係法規における障害者の「自立」と「就労」については少しづつ位置づけが変化してきていることを確認したい。

(1) 社会経済活動への参加＝「自立」と位置付け 重度障害者を除外

1970年の心身障害者対策基本法においては、「自立への努力」としてまとめる第6条において「心身障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない（下線は引用者、以下同様）。…心身障害者の家庭にあっては、心身障害者の自立の促進に努めなければならない」と規定している。ここでは「社会経済活動への参加」を自立と同義的に理解し、本人がそれにむけて努力し、「家庭」においても自立促進に努めるよう要請している。個人の自由意思の範囲に介入している表現が、今日的には違和感をよぶところである。むしろ、本人が自らの意思で社会参加意欲を持ったときに、それを可能とするような条件を整えることに行政の責任があるはずである。むしろ第12条から第15条において国及び地方公共団体は教育、訪問指導、職業指導、雇用の促進等を高じなければならないとしていることの具体化こそが重要なのである。ところで、第11条では「国及び地方公共団体は、重度の心身障害があり、自立することの著しく困難な心身障害者について、終生にわたり必要な保護等を行うよう努めなければならない」としている。つまり重度障害者は自立の対

象からはずし「保護」の対象としその責任を国と地方公共団体に課すとも言える規範構造になっている。

同法は1993年に障害者基本法として改訂されるが、第1条で「障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする」と表現を変えただけで、第6条と第11条はほぼそのまま踏襲されている。

(2) 自主性尊重・日常生活自立・就労支援・バリアフリー・経済的負担軽減の明確化

2003年にはじまった障害者の「支援費制度」をふまえて2004年に改定された障害者対策基本法第8条では、「障害者の福祉に関する施策を講ずるに当たっては、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、障害者が、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならない」と障害者本人の「自主性」の尊重が強調された。そして旧法にあった、本人や家庭に「自立」に向かって努力することを求めた第6条は削除された。「努力」の要請が「自主性の尊重」という理念と矛盾するためと判断されたのなら歓迎すべきことである。また「自立」の意味内容に、「自立した日常生活」が明確にされ社会経済活動への参加に限定していないことが注目できる。そして、この日常生活自立を支援するための公的な責任を次のように明確にしている。すなわち、第12条において「国及び地方公共団体は、障害者がその年齢及び障害の状態に応じ、医療、介護、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない」としている。第13条では「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び生活の安定に資する

ため、年金、手当等の制度に関し必要な施策を講じなければならない」とうたっている。ここでは日常生活自立は自己責任で行うものではなく公的な責任による支援を受けながらの「自立」であることを明確にしている。

就労支援については、第15条で「国及び地方公共団体は、障害者の職業選択の自由を尊重しつつ、障害者がその能力に応じて適切な職業に従事することができるようにするため、その障害の状態に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及び職業紹介の実施その他必要な施策を講じなければならない」とした。本人の「職業選択の自由」を尊重したうえで憲法第27条に明記された「勤労の権利」を障害者にも保障するために国・地方公共団体が実施すべき支援課題の実行責任を明確にしている。ただし、訓練等にとどめず本人の選択に応じた就労を現実に保障する責任までは明記していないという限界がある。

さらに、第18条では「国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによって障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるよう施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない」と公共施設のバリアフリー化を強調している。これは「自立した日常生活」と就労をはじめとする「社会活動参加」の前提条件の整備と位置付けることができる。

また、第21条では「国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない」と経済的負担の軽減を強調している。いずれも

70年法からの前進がみとめられる。

(3)日常生活の自立支援と社会生活における自立支援の選択を迫る

2006年10月に施行された、障害者自立支援法では、これまでの規範構造からの後退ないしは変質がみとめられる。同法第2条では「市町村はこの法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する」として「障害者が自ら選択した場所に居住し、又は障害者若しくは障害児（以下「障害者等」という）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該市町村の区域における障害者等の生活の実態を把握した上で、公共職業安定所と他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うこと」を第一にあげている。ここでは「自立した日常生活又は社会生活」という表現にみられるように、「自立した日常生活」と自立した「社会生活」とが「又は」という接続詞で結びつけられている。つまり日常生活支援と就労を含む社会生活支援をうけることの二者択一を迫るような表現となっているのである。さらにまた、「国は、市町村及び都道府県が行う自立支援給付、地域生活支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県に対する必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない」として、国の責任の位置づけが後方支援に退いている。さらに、国民に対しては第3条において「すべての国民は、その障害の有無にかかわらず、障害者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営めるような地域

社会の実現に協力するよう努めなければならない」と義務づけたのである。ここには明らかに自立規範の後退もしくは変質が認められる。

(4)「自立」論の転回

日本の障害者法における「就労」と「自立」の位置づけについて大まかな確認をおこなったが、社会保障法研究のレベルにおいても、「自立」の意味が歴史的に転回してきたことが確認されている。

例えば、市民法の段階では、自立とは①「支配の否定や介入の排除」、②「他者に依存しない」「生活個人責任」という意味で把握され、③諸個人のレベルでそのような「自立」が「欠如」している場合は、それを補うために「生活の基礎単位としての家族」が存在しており、基本的には行政の介入からの自立であった。そして、家族への依存の条件がない場合は、「救貧法での劣等処遇原則を通じての自立の強制」にもとづく就労がはかられた²⁾。

前節でみた、心身障害者対策基本法の段階の「自立」は、社会経済活動へ参加して依存からの自立を達成すると解している点で市民法段階の自立理解を前提としている（independent）。しかし、自立にむけた経済的支援や教育、職業指導を行政の義務としている点が市民法段階から前進している点である。また自立困難な人を自立に向けてワークハウス等での強制を行うのではなく「保護」のための施策を講じる点も市民法段階からの前進ではある。

2004年の改定障害者基本法段階では、「障害者の自主性」(autonomy)の尊重や、「日常生活における自立」という概念を提起することで、「経済的自立」とは区別される日常生活場面における「身体的自立」や「精神的自立」の側面

に着目している。しかも「支援をうけながらの自立」（依存的自立 independent living）を確認した。これは、就労場面においても「支援を受けながらの自立」の必要性の確認するものであった。さらに、自立の前提としてのバリアフリーや経済的な負担軽減を重視した点でも、障害者関係法において「自立」概念の深まりを示すものである。

ところが、2006年の障害者自立支援法の段階になると「自立」概念の把握に後退がみられる。「日常生活における自立」の支援か、「社会生活」における自立の支援かのいずれかの選択を当事者に迫る内容となっており、「依存をしながらの社会生活における自立」という選択を保障する公的な努力を弱めたとも受け取れる規程となっている。また、自立支援法では、受ける支援が増えるほど自己負担も増え、しかも費用負担減免の算定の基礎となる収入認定も本人の収入ではなく家族の収入を基礎として家族依存を暗黙の前提としており、「自立」とは矛盾する。障害者自立支援法がそれ以前の障害者関係法と比較してウエートが置かれているのは、就労促進であり障害者の労働力商品化をめざす施策である。

そこで、次に、障害者自立支援法で重点が置かれた、就労促進の現場において、どのような実態と支援課題があるのか、調査データにもとづき障害を持つ人本人の目線から点検することにした。

先に触れたように、強制を伴わずに就労支援を促進しようとしたスウェーデンのアクティベーション政策が、90年代の失業率の増大の中で変質し、さらには障害者等のハンディキャップ層に実施した際にそれぞれのハンディキャップに応じた支援がうけにくくなって行ったと

いう指摘を紹介した。それに類似した問題が日本でも生じていることが確認できる。もちろん、スウェーデンではサムハルという国営の事業所が障害者の就労の場として全国に配置され、しかも最低生活費の保障を実現するという水準をいったんは達成している³⁾。今日のスウェーデンはその到達段階からの後退であり、日本はそのような段階には達していないという歴史的経過の違いに留意は必要である。いずれにせよ障害を持った人の支援は就労にむけて目標を重点化できるものではなく本人の自主性を尊重した多様な目標設定の可能性と多面的な支援課題を総合的かつ地道に積み上げていくことこそが重要であることが浮かび上がってくるのである。

2. 社会福祉施設・事業所での就労に伴う多様な支援課題

まず、社会福祉施設での就労の実態を確認することから始める。データは石倉が2007年9月から10月かけて、大阪府内の障害者自立支援法に関わる施設・事業所を対象に実施したアンケート調査結果である⁴⁾。

大阪府下には身体障害、知的障害、精神障害などを持つ人が工賃を伴う作業を行う施設・事業所が多数ある。(表1)、その中でも多いのは身体障害者通所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者通所更生施設、知的障害者通所授産施設、精神障害者小規模授産施設等である。これらの施設が一般就労につくことが困難な人の就労の場となっている。しかし、そこにはたらく人の月当たりの平均工賃は1万円未満が最も多く、1万円以上2万未満を含むと大多数がこれに含まれ、唯一身体障害者福祉工場が

表1 障害を持つ人が工賃を伴う作業をおこなう施設・事業所と平均工賃

施設の種類の種類	施設数	工賃を伴う作業を行う施設		ひと月の平均工賃						
		施設数	%	1万円未満	1万円～2万円未満	2万円～3万円未満	3万円～4万円未満	4万円～5万円未満	5万円以上	無回答
内部障害者更生施設	1	1	100.0	1						
身体障害者授産施設	3	3	100.0	2						1
身体障害者通所授産施設	5	5	100.0	3	1					1
身体障害者福祉工場	1	1	100.0						1	
身体障害者福祉センター	6	1	16.7	1						
身体障害者小規模授産施設	1	1	100.0	1						
知的障害者更生施設(入所)	18	10	55.6	8	2					
知的障害者更生施設(通所)	9	7	77.8	7						
知的障害者授産施設(通所)	24	23	95.8	16	5	1				1
知的障害者小規模授産施設	7	1	14.3	5	1					1
精神障害者通所授産施設	1	1	100.0	1						
精神障害者小規模授産施設	9	9	100.0	6	3					
知的障害児施設	8	1	12.5	1						
居宅介護	6	2	33.3	1	1					
その他	9	5	55.6	4	1					
回答施設総数	116	71	61.2							

表2 作業の種類（複数回答，71事業所の内訳）

作業の種類	度数	%
縫製	26	36.6
木工	5	7.0
陶芸	12	16.9
工芸品	10	14.1
パン・ケーキ製造	10	14.1
クッキー	11	15.5
その他食品加工	5	7.0
花卉・園芸	3	4.2
農作業	10	14.1
日用品製造	6	8.5
炭焼き	1	1.4
喫茶・食堂	6	8.5
弁当・配食	6	8.5
物品・特産品販売	4	5.6
IT関連	4	5.6
リサイクル	20	28.2
清掃業務	14	19.7
印刷	9	12.7
箱詰め・袋詰め	26	36.6
組立加工	23	32.4
芸能・興行	2	2.8
その他	24	33.8

表3 就労支援を行っていく上での問題点や課題

問題点や課題	度数	%
障害に応じた仕事の間や作業分野の開拓や確保	56	78.9
商品開発	33	46.5
販路の確保・拡大	49	69.0
作業による二次障害の予防や健康保持	18	25.4
作業に追いつかないゆとりのある作業	18	25.4
障害に応じた労働時間の短縮や確保	10	14.1
休日・帰宅後の余暇時間の充実	20	28.2
工賃の引き上げ	52	73.2
工賃と障害年金で生活できるようにする	30	42.3
専門職員の確保・増員	22	31.0
その他	1	1.4
全体	71	100.0

5万円以上となっている。大多数は、工賃が生活を支える「賃金」としての性格を持つような水準にはないことがわかる。

これらの施設・事業所で行っている作業は表2に示したとおりで手作業で一定の熟練を要するものが多い。

施設・事業所が就労支援を行っていく上での課題と認識していることで比率が高いのは（表3）、「障害に応じた仕事の間や作業分野の確保」（78.9%）と「工賃の引き上げ」（73.2%）、「販路の確保・拡大」（69.0%）、「商品開発」（46.5%）、「工賃と障害年金で生活できるようにする」（42.3%）などである。

このように、障害を持つ人の就労支援は、単にはたらく場を提供するだけで完結するのではないことを現場の職員は認識している。はたらく人が障害を持っているということを考慮した仕事の提供や健康管理や余暇時間の充実という支援だけではなく、商品開発や販路拡大など一般企業と同様の努力も求められる。また工賃だけでは経済的な自立の実態にはほど遠く、工賃の引き上げもしくは、年金による生活費の補填が必要なことが明白である。このように、福祉的就労の現場では、多様な支援課題が存在している。しかしそれらの多くが未解決のまま多くが施設関係者の努力に任せられてしまっているというというのが現状である。工賃と最低賃金とのギャップを公的責任で保障する施策が必要である。現状では施設関係者や施設に協力的な企業の自発的な協力を依存している。

3. 知的障害をもつ人の就労の実態と支援課題

次に、知的障害を持つ人の就労の実態と支援課題をみるために、石倉が2005年8月から9月の期間に広島県廿日市市と近隣の市町に居住する知的障害を持つ人本人と家族を対象に実施した調査のデータを紹介する⁵⁾。

まず、回答した就学期を過ぎた知的障害を持つ人が平日通っているところをみる。表4によると、就労活動を行う知的障害者授産施設がもっとも比率が高く、次いで知的障害者更生施設の比率が高い。一般就労の人も比率は高くはないがある。このほかデイサービスセンターに通っている人もある。ただし更生施設やデイサービスに通う人は就労による収入はない（表6）。

(1) 経済的自立の条件として年金による補填の必要

就労が知的障害を持つ人の経済的自立にどの程度役だっているのかをみた。一般就労についている人は、本人の生活費に自分の収入をあてていると答えた人は60%あるが、家族の収入に依存している人も60%ある（表5）。一般就労をしている人の本人の収入源をみると（表6）、勤務先の収入以外に障害年金があるという人が

表4 就学期を過ぎた人が平日通っているところ（複数回答）

年齢	回答人数	一般就労 %	授産施設 %	無認可作業所 %	更生施設 %	デイサービス センター%	どこにも通っ ていない%
18未満	4	0.0	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0
19～24歳	26	0.0	80.8	0.0	15.4	3.8	0.0
25～34歳	72	5.6	68.1	2.8	20.8	2.8	0.0
35～44歳	23	4.3	60.9	0.0	30.4	0.0	4.3
45～54歳	6	0.0	83.3	0.0	0.0	16.7	0.0
55～64歳	9	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
65歳以上	3	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	143	3.5	72.7	1.4	18.2	3.5	0.7

表5 本人の生活費はどこから出ているか（本人回答、複数回答）

	回答人数	自分の収入%	配偶者の収入%	同居家族の収入%	遺産%	その他%
一般就労	5	60.0	0.0	60.0	20.0	0.0
授産施設	104	47.1	1.0	67.3	0.0	1.9
無認可作業所	2	50.0	0.0	100.0	0.0	0.0
更生施設	26	3.8	0.0	26.9	3.8	0.0
デイサービス	5	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0

表6 本人の収入源（本人回答、複数回答）

	回答人数	勤務先の収入%	作業所の給料%	障害年金・手当%	老齢年金%	遺族年金%	生活保護%	利子株式配当%	家族の仕送り%	貯金%	その他%
一般就労	5	100.0	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
授産施設	104	1.0	66.3	74.0	1.0	1.0	1.9	1.0	1.9	5.8	1.0
無認可作業所	2	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
更生施設	26	0.0	0.0	30.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
デイサービス	5	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	0.0

80%あり、一般就労についている人もその収入だけでは生活費をまかなうことができず年金で補っている人が大半であることが分かる。

授産施設に通っている人は、本人の作業所の給料と障害年金が本人の主たる収入源であるが（表6）、生活費は同居家族の収入に依存する人が多数である。このように、現状では、知的障害がある人の場合、一般就労をしている人を含め授産施設で働く人も就労による収入によって経済的に自立できる状況ではなく、障害年金による補填が不可欠であり、それでも足りない部分を同居家族の収入に依存していることを示している。この同居家族の収入により補っている部分が年金もしくは給料によってカバーされることがないかぎり知的障害を持つ人の「経済的自立」はないと言えよう。

更生施設やデイサービスに通っている人は就労を通した収入はなく、これらの場所は、障害を持つ人に就労による所得を保障する場ではなく、日中の活動を保障する場であり、ここに通う人の「経済的自立」は障害年金によって保障されなければならない。

(2)社会参加と精神的自立および家族関係の改善

就学期を過ぎた人にとっては、上にみたような日中活動の場は、就労を通した「経済的な自立」を保障する場とはなっていないが、多面的な積極的機能を果たしていることを確認することは重要である。それらの場で日中活動を行うことによる生活上の変化をたずねてみた（表7）。一般就労の人は、「体調が良くなった」「友達関係が良くなった」「家族との関係が良くなった」と答えた人の比率が高い。授産施設を利用している人は、「生活リズムが良くなった」「心の常態が良くなった」「友達関係が良くなった」「家族との関係が良くなった」と回答した人の比率が高い。デイサービス利用者は「心の状態が良くなった」と回答した人の比率が高くなっている。更生施設利用者は無回答が多いので判断ができないが、いずれの人も本人の社会的関係の維持や心身の安定に役立っていることが確認できる。

日中活動の場は家族にとっても良好な変化を生み出していることは家族調査から確認できる（表8）。一般就労に行っている人の家族は「自

表7 日中活動による本人の変化（本人の回答）

		一般就労	授産施設	無認可作業所	更生施設	デイサービス
回答人数	回答人数	5	104	2	26	5
生活リズム	良くなった%	20.0	46.2	0.0	15.4	0.0
	変わらない%	80.0	41.3	100.0	19.2	60.0
	悪くなった%	0.0	1.9	0.0	3.8	0.0
	無回答%	0.0	10.6	0.0	61.5	40.0
体調面	良くなった%	40.0	30.8	0.0	11.5	0.0
	変わらない%	60.0	55.8	100.0	23.1	60.0
	悪くなった%	0.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	無回答%	0.0	12.5	0.0	65.4	40.0
心の状態	良くなった%	20.0	51.9	50.0	19.2	40.0
	変わらない%	80.0	31.7	50.0	15.4	20.0
	悪くなった%	0.0	3.8	0.0	0.0	0.0
	無回答%	0.0	12.5	0.0	65.4	40.0
友達関係	良くなった%	40.0	49.0	50.0	19.2	20.0
	変わらない%	60.0	36.5	50.0	11.5	40.0
	悪くなった%	0.0	1.9	0.0	0.0	0.0
	無回答%	0.0	12.5	0.0	69.2	40.0
家族との関係	良くなった%	40.0	58.7	50.0	15.4	20.0
	変わらない%	60.0	24.0	50.0	15.4	40.0
	悪くなった%	0.0	2.9	0.0	3.8	0.0
	無回答%	0.0	14.4	0.0	65.4	40.0

表8 日中活動による家族の変化（家族の回答）

	一般就労	授産施設	無認可作業所	更生施設	デイサービス
回答人数	5	104	2	26	5
自分の時間がもてるようになった%	80.0	47.1	0.0	57.7	100.0
気分のゆとりができた%	60.0	45.2	100.0	61.5	60.0
仕事に出られるようになった%	0.0	13.5	0.0	19.2	0.0
いらいらすることが少なくなった%	20.0	18.3	0.0	7.7	60.0
家のことができるようになった%	20.0	22.1	0.0	34.6	60.0
本人との関係がよくなった%	40.0	16.3	0.0	23.1	40.0
家族関係が良くなった%	20.0	5.8	0.0	7.7	20.0
家族の会話が多くなり明るくなった%	20.0	4.8	0.0	7.7	40.0
近所や地域との関係が良くなった%	0.0	1.0	0.0	7.7	20.0
相談できる職員・施設ができた%	40.0	27.9	50.0	15.4	40.0
健康になった%	0.0	7.7	0.0	11.5	20.0
家族の生活リズムができた%	20.0	25.0	0.0	26.9	20.0
経済的負担が増えた%	20.0	9.6	0.0	11.5	20.0
送迎の負担が増えた%	0.0	17.3	50.0	0.0	60.0
出かける前の準備や世話が大変%	0.0	6.7	50.0	11.5	40.0
作業所を支える活動への参加が負担%	0.0	13.5	50.0	3.8	20.0
本人のストレスが増え精神的に不安定%	20.0	2.9	0.0	0.0	0.0
本人のストレスが増え家族関係が悪化%	0.0	2.9	0.0	0.0	0.0

表10 主なコミュニケーション手段（家族の回答，単位：％）

	回答人数	話し言葉％	書き言葉（文字）％	表情・視線・身振り％	手話やサイン％	実物・写真・絵・シンボル％	無回答％
一般就労	5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
授産施設	104	59.6	2.9	26.9	1.9	2.9	5.8
無認可作業所	2	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0
更生施設	26	46.2	0.0	50.0	3.8	0.0	0.0
デイサービス	5	20.0	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0

表11 自分の意志が伝えられず困ったことがあるか（本人回答，単位：％）

	回答人数	ある％	ない％	無回答％
一般就労	5	40.0	60.0	0.0
授産施設	104	65.4	23.1	11.5
無認可作業所	2	50.0	0.0	50.0
更生施設	26	15.4	3.8	80.8
デイサービス	5	60.0	0.0	40.0

表12 意志が伝えられず困ったときはどうするか（本人回答，複数回答，単位：％）

	回答人数	じっと我慢する％	イライラして泣いてしまう％	大声を上げてしまう％	繰り返し相手と話す％	頼りになる人に相談％	近くにいる人に助けてもらう％	専門家に相談する％	あきらめる％	特に気にしない％	その他％
一般就労	5	40.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
授産施設	104	28.8	17.3	30.8	6.7	5.8	12.5	2.9	22.1	6.7	7.7
無認可作業所	2	50.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
更生施設	26	3.8	11.5	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0
デイサービス	5	0.0	20.0	20.0	40.0	20.0	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0

コミュニケーション手段である人がほぼ60%で、「表情や視線・身振り」で家族とコミュニケーションをとっているという人が26.9%となっている。無認可作業所や更生施設やデイサービスの利用者は、「話し言葉」と「表情や視線・身振り」がほぼ半々で、デイサービス利用者は「表情や視線・身振り」を家族との主たるコミュニケーション手段となっている人が80%となっている。

家族との間にとどまらず自分の意志が伝えられず困ったことがあるかと本人にたずねると（表11）、話し言葉が家族とのコミュニケーション手段となっていた一般就労の人でも、「自分の意志が伝えられず困ったことがある」人が

40%にのぼっている。

意志が伝えられず困ったときはどうするかとの間に対しては（表12）、一般就労している人は40%の人が「じっと我慢する」と答えている。授産施設に通っている人は、「大声を上げてしまう」「じっと我慢する」「あきらめる」と答えた人がそれぞれ20～30%ある。

以上みてきたように、知的障害を持って就労などの日中活動に参加している人にとっては、就労の支援だけでなく日常生活支援も必要としているのは明らかであり、さらにはコミュニケーション支援も重要な支援項目であり、本人の意志を尊重するためには不可欠な支援課題と

なっている。知的障害を持つ人は、これらの多様な支援を受けながら自立することをめざしている存在であることが確認できる。

4. 精神障害者の就労実態と支援課題

精神に障害を持つ人の就労支援等の課題は、知的障害をもつ人のそれと共通な面も多いが固有の側面もある。石倉が高林秀明や「福祉を守る市民会議・広島」と共同で広島市において2004年2月から3月にかけて、19歳以上の精神障害を持つ人本人と家族を対象に実施した調査のデータにもとづき検討する⁶⁾。

(1)精神障害者の多くは過去に就労経験を有する

この調査に協力してくれた地域に居住する19歳以上の精神に障害を持つ人は現在精神障害を持つ人の作業所で働く人が多い。これらの人は作業所以外の会社や事業所で働いた「経験がある」人が何れの年齢層でも高い比率を占めている。19歳から24歳の若い世代では働いた「経験がない」と回答する人が40%でかなりあるが、それでも働いた経験のある人は60%と多数である。25歳以上はほとんどの人が働いた経験がある。あとでみるように、いったん就職した後に精神的なトラブルや障害を発症して、会社や事業所を退職することになった人が多数となって

表13 作業所以外で働いた経験の有無（本人回答）

年齢	回答人数	ある%	ない%	無回答%
19～24歳	10	60.0	40.0	0.0
25～34歳	70	85.7	14.3	0.0
35～44歳	73	89.0	8.2	2.7
45～54歳	69	92.8	5.8	1.4
55～64歳	36	100.0	0.0	0.0
65歳以上	6	100.0	0.0	0.0
合計	264	89.8	9.1	1.1

いる。このことが精神に障害をもつ人が知的障害を持つ人とは異なる点でもある。かつて会社や事業所で働いていたのに、精神の障害によって就労が続けられなくなるという挫折感や落胆と自らに向けられる周囲のまなざしの変化を味わった経験を有している人が多い。これはその人の「今」を理解する上で踏まえておくべき大切な事柄でもある。

かつてどうであったかではなく、今の時点で普段通っているところをみると（表14）、一番多いのが障害者共同作業所で67.0%、次いで地域生活支援センターが22.3%、通所授産施設が15.9%、病院のデイケアが17.0%、会社に通っている人は4.9%となっている。年齢別ではどの年齢層もほぼ同様の傾向を示しているが、19歳～24歳の人は共同作業所と病院のデイケア、保健センターの社会復帰クラブに集中しており、65歳以上では通所授産施設と病院のデイケ

表14 普段通っているところ（本人回答、複数回答）

年齢	回答人数	会社%	共同作業所%	通所授産（更生）施設%	地域生活支援センター%	病院のデイケア%	保健センターの社会復帰クラブ%	社会福祉協議会のソーシャルクラブ%	学校%	家にいる%
19～24歳	10	10.0	90.0	0.0	0.0	20.0	10.0	0.0	0.0	0.0
25～34歳	70	5.7	74.3	15.7	21.4	10.0	2.9	4.3	2.9	1.4
35～44歳	73	5.5	58.9	19.2	28.8	16.4	8.2	2.7	1.4	1.4
45～54歳	69	2.9	65.2	15.9	23.2	15.9	4.3	5.8	0.0	2.9
55～64歳	36	5.6	75.0	8.3	19.4	27.8	8.3	8.3	0.0	0.0
65歳以上	6	0.0	16.7	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	264	4.9	67.0	15.9	22.3	17.0	5.7	4.5	1.1	1.5

アに通う人の比率が高いという特徴がみられる。

(2)会社や事業所の働く人の労働時間が短いのは本人にとっては不本意

「普段通っているところ」で就労の場といえるのは、会社、共同作業所、通所授産施設である。このうち会社や事業所で働いている人は回答者の4.9%と少ない。その内訳をみると（表15）、パート・アルバイトが男性の90.9%、女性の80%でその身分は不安定就労の実態にあることがわかる。また比率が高いとは言えないが自営業が精神を持つ人の働く場となっていることは注目に値する。

会社・事業所で働いている人の労働時間をみると（表16）、2～4時間と答えた人が50%であり、6～8時間という人は12.5%と少なく1日の労働時間は8時間より少ない人がほとんどである。

また、1週間の労働日数をみると（表17）、2

～3日の人が37.5%で、3～4日間の人が12.5%両者を合わせると50%になる。5日間の人は18.8%となっている。このように1日の労働時間だけでなく1週間の労働日数も比較的に少ない人が多い。これは、本人の障害にあわせて無理をしないという面もあるが、パート・アルバイト職という地位に規定されている面もあると思われる。しかし働き方をたずねると（表18）、「調子がいいときだけ働く」と回答する率は6.3%と低く、困りごとで（表19）「労働時間が長い」（12.5%）とか「休みが少ない」（6.3%）をあげている人は少ないところから判断すれば、労働時間や週あたりの働く日数が少ないのは、障害のために本人が働き方を調整しているのではなく、むしろ、働く意欲はあるのに仕事の形態がパート・アルバイトという形態の仕事しかないために労働時間が少なくなっているというのが実情だと思われる。

作業内容は体を動かす労働や手作業で、室内作業という形態が多い。

表15 会社・事業所で働く人（本人回答）

	回答人数	パート・アルバイト%	自営業%
男性	11	90.9	9.1
女性	5	80.0	20.0

表16 会社・事業所で働く人の1日の労働時間（本人回答）

	8時間以上	6～8時間	4～6時間 まで	2～4時間	2時間以下	合計
回答人数	1	2	3	8	2	16
%	6.3	12.5	18.8	50.0	12.5	100.0

表17 会社・事業所で働く人の1週間働時間（本人回答）

	6日間	5日間	3～4日間	2～3日	その他	合計
回答人数	4	3	2	6	1	16
%	25	18.8	12.5	37.5	6.3	100.0

表18 会社・事業所で働く人の働き方
(本人回答, 複数回答)

回答人数	16
身体を動かす%	93.8
手作業%	37.5
事務作業%	18.8
一人でする%	43.8
色んな人と一緒にする%	31.3
室内で働く%	75.0
屋外で働く%	25.0
こまめに休憩しながら働く%	18.8
職場の人と相談しながら働く%	25.0
話しながら楽しく働く%	12.5
調子がいいときだけ働く%	6.3

(3)会社・事業所で働く人の仕事上での困りごとは多面的

会社・事業所で働いている人にとっては、障害をもちながら働いている制約と、パート・アルバイトを中心とした仕事しか見つからず、そのために収入も多くはないという制約のもとに置かれている。このような複合的な制約は仕事面での困りごとの多面性にもあらわれている(表19)。「給料が低い」(56.3%)ことをあげる人の比率が最も高く、ついで「人間関係がうまくいかない」(43.8%)、「相談できる人がいない」(37.3%)をあげる人も多い。その他に「仕事の責任が重い」(25%)、「身分が不安定」(25%)、「体の調子が悪い」(25%)という項目の比率が高くなっている。

(4)会社で働いている人の半数は経済的にも家族に依存せざるを得ない

会社で働いている13人は、生活基盤にかかわる「あなたの収入源は何ですか」という問に対して、「自分の仕事による収入」をあげている

表19 会社・事業所で働く人の仕事面で困りごと
(本人回答, 複数回答)

回答人数	16
人間関係がうまくいかない%	43.8
相談できる人がいない%	37.5
仕事がむずかしい%	18.8
仕事が簡単すぎる%	12.5
体の調子が悪い%	25.0
仕事に集中できない%	18.8
設備等の環境が悪い%	18.8
やめたいと思っている%	18.8
仕事の責任が重い%	25.0
給料が低い%	56.3
身分が不安定%	25.0
労働時間が長い%	12.5
休みが少ない%	6.3
その他%	12.5
無回答%	6.3

人は100%である。しかしそれ以外に、「作業所の工賃」61.5%（一般就労と作業所での就労の二重労働の実態がある！！）や「障害基礎年金」53.8%をあげている人が半数をこえている。これは、会社での収入が本人の生活のためには「作業所の工賃」や「障害基礎年金」で補っている人が多いことを示している。しかし、それ以外に会社で働いている人でも「家族の年金」53.8%や「同居家族の仕事による収入」38.5%をあげる人が多数に上っていることは、家族から経済的に自立した生活ができていないことを示してもいる(表20)。本人以外の「家族の年金」や「同居家族の仕事による収入」によってまかなっている部分を障害年金もしくは仕事の収入で補填できるようにしないと、「経済的に自立」した状態とは言えず家族への依存を脱し得ないのは明らかである。

表20 就労している人の収入源（本人回答、複数回答）

	合計	自分の仕事による収入%	作業所の工賃%	同居家族の仕事による収入%	障害基礎年金%	障害厚生(共済)年金%	家族の年金%	生活保護%	児童手当・児童扶養手当・特別障害者手当%	被爆者手当%	預貯金の取り崩し%	地代・家賃%	利子%	仕送り%	その他%
会社	13	100.0	61.5	38.5	53.8	23.1	53.8	7.7	0.0	0.0	15.4	0.0	0.0	0.0	0.0
共同作業所	11	6.2	48.0	40.7	53.1	16.9	32.2	15.8	1.1	4.5	8.5	6.8	1.7	1.1	5.1
通所授産(更生)施設	29	69.0	2.4	28.6	50.0	21.4	31.0	11.9	0.0	0.0	11.9	2.4	2.4	7.1	4.8

表21 作業所に通う人の1週間の労働日数（本人回答）

	6日間	5日	3～4日	2～3日	半日～1日	その他	無回答	合計
回答人数	5	81	53	20	14	3	1	177
%	2.8	45.8	29.9	11.3	7.9	1.7	0.6	100.0

(5)作業所で働く人の労働時間の長さには心身の状態が影響している

次に、会社や事業所で一般就労についている人ではなく、作業所に通う人の実態をみる（表21）。まず、作業所に通う人の1週間の労働日数は、5日という人が45.8%と半数に近いが、3～4日という人も29.9%ある。会社・事業所で働く人の場合ではパート職しかないことが多いことが労働日の少なさに強く影響していた。作業所の場合は、そのような制約はないので、作業所で働く人の週労働日数が少ないのは、心身の具合や作業所で働く環境の心身への影響が関わる部分が多いと思われる。

働き方では（表22）、「室内で働く」「手作業」だと回答する人が多いのは会社や事業所に働く人と同様の傾向であるが、「色んな人と一緒にする」仕事が多く、「こまめに休憩しながら」「話しながら楽しく働く」という人が多い点が作業所での働き方の特徴となっている。

(6)作業所で働く人の経済的自立のために工賃や障害基礎年金の引き上げが必要

作業所に通う人の生活のための収入源をみると（表21）、「作業所の工賃」をあげる人は

表22 作業所に通う人の働き方（本人回答、複数回答）

回答人数	177
身体を動かさず%	35.6
手作業%	83.6
事務作業%	3.4
一人でする%	11.3
色んな人と一緒にする%	72.9
室内で働く%	79.1
屋外で働く%	16.9
こまめに休憩しながら働く%	58.2
職場の人と相談しながら働く%	46.9
話しながら楽しく働く%	59.9
調子がいいときだけ働く%	31.6
作業はせずくつろぐことが多い%	7.3
その他%	6.8
無回答%	0.6

40.7%にとどまり、「障害基礎年金」をあげる人はこれよりも多い53.1%である。「同居家族の仕事による収入」をあげた人は40.7%、「家族の年金」をあげ人は32.2%となっている。「作業所の工賃」を収入源として意識している人が40%にとどまっている事実は、現状での作業所の工賃は「経済的自立」の基盤として本人が意識するほど大きな比重を占める金額ではないと

表23 作業所に通う人の仕事面での困りごと
(本人回答, 複数回答)

回答者数	177
人間関係がうまくいかない%	21.5
相談できる人がいない%	7.9
仕事がむずかしい%	9.6
仕事が簡単すぎる%	18.1
体の調子が悪い%	20.9
仕事に集中できない%	10.7
設備等の環境が悪い%	9.6
やめたいと思っている%	6.8
仕事の責任が重い%	0.0
給料が低い%	56.5
身分が不安定%	0.0
労働時間が長い%	0.0
休みが少ない%	0.0
その他%	10.2
とくになし%	14.1
無回答%	3.4

いう現状を示している。作業所に通う人の仕事面での困りごとでは(表23)「給料がひくい」と答えた人が56.5%と他の項目から突出していることからみて、本人たちはこのような現状を肯定しているわけではないことは明らかである。「同居家族の収入」や「家族の年金」に依存する必要がなくなるくらいに、給料や障害基礎年金の引き上げが必要である。

(7)精神障害を持つ人にとって共同作業所がもつ 多様な機能

精神に障害を持つ人にとって作業所に通う目的は必ずしも収入を得るためではない(表24)。「生活リズムを整える」(68.9%)と「人と交流できる」(68.9%)ことを目的としている比率が最も高い。ついで「相談でき頼れる職員がい

表24 作業所に通う目的(本人回答, 複数回答)

回答人数	177
生活リズムをととのえる%	68.9
日常生活がうまくできるよう%	45.8
収入を得るため%	46.3
就職に向けての準備%	40.7
作業所で仕事をするため%	50.8
昼間行くところがほしい%	48.0
人と交流できる%	68.9
相談でき頼れる職員がいる%	57.6
友達がいる・できる%	53.7
趣味や楽しみをもちたい%	33.3
その他%	11.3

る」(57.6%)、「友達がいる・できる」(53.7%)「昼間行くところがほしい」(48.0%)などの比率が高い。就労それ自体より就労以外の目的が上位に来ている。これに対して、「作業所で仕事をするため」と答えた人は50.8%、「収入を得るため」は46.3%、「就職に向けての準備」は40.7%と相対的に低い。

作業所が多様な機能を担っていることは、日中活動によって、生活上にどのような変化があったかをたずねる問の回答をみても確認できる(表25)。会社で働いている人は「自分でやる意欲が出てきた」「趣味や楽しみがもてるようになった」や「将来の希望が出てきた」というような、社会参加や精神的自立につながる回答の比率が高いのに対して。作業所に通う人の場合は「生活リズムが整ってきた」「障害者や病気が安定してきた」などの病気とつきあいながらの自立かわる変化をあげる人の比率が相対的に高くなっている。

表25 日中活動による生活の変化（本人回答，複数回答）

	会社	共同作業所	通所授産 (更生)施設
回答人数	13	177	42
とくにない%	0.0	2.8	4.8
生活のリズムが整ってきた%	38.5	68.9	61.9
友達や仲間ができた%	76.9	71.8	61.9
健康になってきた%	23.1	38.4	31.0
障害や病気が安定してきた%	38.5	48.6	38.1
自分でやる意欲ができた%	46.2	40.1	50.0
外に出る機会が増えた%	38.5	57.1	47.6
家族が安心した%	46.2	45.8	38.1
趣味や楽しみがもてるようになった%	46.2	35.0	31.0
買物外出家事を自分でできるようになった%	30.8	22.6	35.7
頼りになる職員と会えた%	61.5	62.1	57.1
相談する相手ができた%	61.5	54.2	57.1
自分の居場所ができた%	53.8	53.1	50.0
地域の人や他人と交流できるようになった%	30.8	33.3	33.3
将来の希望が出てきた%	46.2	19.8	31.0
障害や病気が悪化した%	7.7	2.8	7.1
病気の面で不安が大きくなった%	7.7	9.6	7.1
経済面や生活面の不安が大きくなった%	7.7	7.9	19.0
家族との関係が悪くなった%	0.0	1.7	2.4
その他%	15.4	6.8	7.1
無回答%	0.0	0.0	2.4

(8)作業所で働いている人の就労希望と支援課題の多様性

注意しないといけないのは、現在作業所で働いている人すべてが一般企業で働きたいと思っているのではないという点である（表26）。作業所で働く人177人のうち「一般企業で働きたい」との希望をもっている人は109人で61.6%である。「正社員で働く」ことを希望しているのはさらにその半分になる。「正社員で働きたい」という人、「パートやアルバイトで働きたい」という人と、「作業所」や「授産施設」で

働きたいという人は、ほぼ同じ比率になっている。

現在作業所で働いている人の就労希望理由は希望する就労形態によって少し異なっている。正社員での就労を希望する人は「社会的に認められたい」「親から自立して生活したい」という理由を挙げる人の比率が高い。パート・アルバイトでの一般就労を希望する人は、「給料がいいから」とか「自分を成長させたいから」や「親が安心するから」という理由を挙げる人の比率が高い。これに対し、これからも引き続き

表26 作業所に通う人の就労希望とその理由（本人回答、複数回答）

	一般企業で働きたい			作業所で働きたい	授産施設で働きたい
		正職員	パート アルバイト		
回答人数	109	58	58	42	4
親から自立して生活したい%	48.6	50.0	44.8	14.3	50.0
社会的に認められたい%	53.2	60.3	44.8	21.4	50.0
給料がいいから%	54.1	53.4	55.2	4.8	0.0
親が安心するから%	47.7	46.6	48.3	31.0	25.0
自分を成長させたいから%	53.2	53.4	55.2	50.0	75.0
結婚できるから%	22.9	27.6	15.5	0.0	0.0
友達ができると思うから%	28.4	31.0	29.3	45.2	25.0
今の体調に合っているから%	13.8	12.1	15.5	61.9	50.0
その他%	13.8	13.8	17.2	14.3	25.0

て「作業所で働きたい」と希望する人の場合は「今の体調にあっているから」「自分を成長させたいから」「友達ができるから」という理由をあげる人の比率が高くなっている。このように作業所で就労している人の将来の就労希望理由はそれぞれの人によって多様である。作業所での就労支援はこれらの多様な希望にそくした対応が求められる。

以上のことを考慮すれば作業所は就労による経済的自立をめざして準備する場として一括りにするのは適切ではなく、他者に依存しながらそれぞれ固有の目的におうじて社会参加をし、自分の可能性を追求し生活を楽しむ場としての機能も大きいことがわかる。

(9)食事作りや整理清掃や行政や公共施設利用などの日常生活支援の必要

知的障害をもって就労する人に日常生活支援が必要であったように、精神に障害を持つ人にとっても同様のことが言える。日常生活項目で「自分でしている」と答えた人の比率をみると（表27）、会社で働いている人も作業所で就労している人も授産施設に通所する人も、共通して、「食事を作ること」「部屋や身の回りの整理掃除」「行政や公共施設の利用」などについては「自分でしている」と答えた人の比率が相対的に低い。また「買い物」や「金銭の管理」についても自分でしていない人が少なからずある。精神に障害を持つ人にとって必要な生活支援課題がそこにあることを示している。

表27 日常生活項目で「自分でしている」と答えた人の比率（本人回答、複数回答）

	回答人数	食事を作ること%	部屋や身の回りの整理掃除%	洗顔入浴など清潔に保つ%	服薬%	通院%	買い物%	行政や公共施設の利用%	バス・電車の利用%	金銭の管理%	医者にかかったり相談する%
会社	13	23.1	46.2	92.3	100.0	100.0	76.9	53.8	92.3	76.9	92.3
共同作業所	177	27.1	56.5	95.5	94.4	81.9	73.4	61.6	93.8	67.8	80.2
通所授産(更生)施設	42	26.2	69.0	95.2	90.5	88.1	64.3	64.3	95.2	73.8	88.1

(10)相談支援とコミュニケーション支援の重要性

精神に障害を持つ人にとって相談支援はコミュニケーション支援の側面も持っている。精神に障害をもつ人に「一番話しやすく頼りになる人」をあげてもらおうと（表28）、会社で働いている人も、作業所や授産施設で働いている人もほぼ30%の人が「母親」と答えている。大人になっても、もっとも信頼する人に「母親」をあげる人が多く父親の比率は低い。母親が支援者であり、また本人の意志のメッセンジャーとしての役割を果たしていることを示している。しかし、もう一面では父親の存在が本人にとっては距離があり、母子相互依存の状態からの自立という課題を持つことも予想される。母親の次に

「頼りになる人」としてあがる率が高いのは、会社に通っている人の場合は「配偶者」「医者」である。作業所に通っている人では「作業所の職員」と「医師」比率が相対的に高い。通所授産施設に通っている人の場合は「きょうだい」「施設の職員」「医者」などがあがっている。

次に注目すべきなのは、「周りの人に自分の気持ちを伝えられないときがあったか」とたずねた問に対して（表29）、会社に勤めている人の92.3%が「ある」とこたえていることである。作業に通う人は64.4%であるのに対して、ずば抜けて高い。

また、「自分の気持ちを伝えられないときにどんな気持ちになったか」という問に対しては

表28 一番話しやすく頼りになる人（本人回答）

	会社	共同作業所	通所授産（更生）施設
回答人数	13	172	38
母親%	30.8	30.2	28.9
父親%	0.0	5.2	7.9
配偶者%	15.4	4.7	0.0
きょうだい%	7.7	5.2	10.5
子ども%	0.0	0.6	5.3
その他の身内%	0.0	0.6	0.0
障害のある友人%	7.7	5.8	0.0
知人・友人%	0.0	8.1	2.6
近所の人%	0.0	0.6	2.6
障害者団体の人%	0.0	0.6	0.0
職場の同僚・仲間%	0.0	0.6	2.6
その他の地域の人%	0.0	0.6	0.0
作業所や施設の職員%	7.7	15.1	10.5
医者%	15.4	11.0	10.5
病院のケースワーカー%	7.7	2.9	2.6
生活支援センター職員%	0.0	1.2	10.5
ホームヘルパー%	0.0	0.6	0.0
その他の専門職%	7.7	1.2	2.6

表29 周りに自分の気持ちをうまく伝えられないときがあったか（本人回答）

	回答人数	ある%	ない%	無回答%
会社	13	92.3	7.7	0.0
共同作業所	177	64.4	34.5	1.1
通所授産（更生）施設	42	73.8	26.2	0.0

表30 自分の気持ちを伝えられないときどんな気持ちになったか（本人回答）

	回答人数	誰にも言わず こらえる%	自分を責める %	気持ちが不安 定になる%	相手に腹が立 つ%	とくにかわら ない%	無回答 %
会社	13	61.5	30.8	53.8	30.8	15.4	0.0
共同作業所	177	29.4	19.2	30.5	22.0	12.4	1.1
通所授産（更生）施設	42	35.7	28.6	42.9	16.7	7.1	2.4

表31 自分の気持ちを伝えられないときどう対応したか（本人回答）

	回答人数	じっと我 慢する%	繰り返し 相手と話 す%	頼りになる 人に相談し 考える%	近くの人 に助けて もらう%	専門家に 相談する %	あきらめ る%	とくに気 にしない %	その他 %	無回答 %
会社	13	38.5	46.2	23.1	23.1	23.1	23.1	23.1	0.0	0.0
共同作業所	177	24.3	13.6	24.9	8.5	14.1	13.0	9.0	5.6	4.5
通所授産 （更生）施設	42	40.5	11.9	23.8	2.4	9.5	14.3	2.4	4.8	14.3

(表30)、会社に通う人では、「誰にも言わずこらえる」「気持ちが不安定になる」「自分を責める」「相手に腹が立つ」と答えた人の比率が高くなっている。

さらに、「気持ちを伝えられないときにどう対応したか」という問に対しては、会社に通っている人は「繰り返し相手と話す」と答えた人が46.2%でもっとも比率が高いが、「じっと我慢する」と答えた人の比率も38.5%の高さになっている。

このように、会社などで一般就労をしている人は、コミュニケーション上のハンディーを抱えながら「じっと我慢」したり「繰り返し相手と話をする」努力をしつつ仕事を続けている人が多いことが、本人の意志を通して確認できた。

まとめ

以上具体的な調査結果に基づいて、一般就労や作業所や授産施設等で就労している人の現状と支援課題を検討してきた。その結果明らかになったことを列挙する。一つは、就労のための支援を進めることで経済的自立を実現できている事例はごくまれであり、経済的自立のためには障害年金等で補う必要があることであった。また、作業所や授産施設は就労に向けた準備を行う施設として特化できるものではなく、それに対応できる人も存在することは事実であるが、多くの利用者は、作業所でのそれぞれの能力と価値観にあわせ就労を通じた社会参加と自立を追求するのを支援する場でもあるということであった。さらに、就労活動を行っている人

には、日常生活支援や相談・コミュニケーション支援も不可欠であることが確認できた。

今後はこれらを踏まえるならば、就労をとおして社会参加する場合においても「依存しながらの自立」を可能とするための総合的な支援手法を具体化することが必要であり、就労支援に特化した施策は見直され補強される必要があると言える。このことは、日本において障害者の「保護雇用」施策の本格的な確立の必要性を示している。障害者自立支援法において、就労支援の方向が強められたが、それが「就労」による「依存からの自立」を強制するものであったなら、障害を持った人の必要とは合致しない。障害を持った人へ憲法第27条に明記された「勤労の権利」の保障のためには、仕事に就けるための訓練の支援だけでは行政責任が果たされたとは言えない。就労している人の相談・コミュニケーションに支援や日常生活自立の支援、さらには最低賃金とのギャップを埋める所得保障なども公的な責任において実施されることが必要な現実にあることが明らかである。

なお、本稿では、身体障害を持って就労活動している人のケースは扱わなかった。それは、それらを軽視したのではなく、もっとも本人の

意思が表明されにくい知的障害者や精神障害者の声に耳を傾けることが重要であると判断したからである。

注

- 1) 宮寺由佳「スウェーデンにおける就労と福祉—アクティベーションからワークフェアへの変質—」『外国の立法』236, 国立国会図書館, 2008, p102-114
- 2) 秋元美世「社会保障法と自立—自立を論じることの意義—」社会保障法第22号, 2007, p7-14
- 3) 石倉康次「スウェーデンの障害者施策」『総合社会福祉研究』（総合社会福祉研究所）, 第7号, 1994年。
- 4) 鈴木勉（研究代表者）『新しい公私関係の構築をめざす「準市場」化時代の非営利福祉事業体と公共部門の課題』平成17年度～19年度科学研究費補助金による研究成果の一部。調査対象は大阪府内で自立支援法に基づく事業を行っている施設のうちWAM ネットや大阪府のホームページで公示されている424施設で、調査票の回収は116施設で回収率は27.4%であった。
- 5) 石倉康次他『知的障害や発達の弱さのある人と家族のくらしとねがいに関する調査報告書』くさのみ福祉会, 2008年。
- 6) 福祉を守る市民会議・広島『精神障害者と家族の生活課題 調査報告書』2005年において基本的な調査結果は報告されているが、本稿ではそこで未紹介の部分を含めて公表している。

Work Support and Independent Living for the Handicapped; Investigation among Persons with Intellectual or Mental Disabilities

ISHIKURA Yasuji *

Abstract: This paper is based on research among persons with intellectual or mental disabilities working at companies or workshops, and aims to report their actual conditions and also to show the necessity of various support plans to enable them to live independently.

The global politic trend since the 1990's has been to assist such persons through work to live their own life without social aid, as represented by the "Welfare to workfare" policy.

I carried out an investigation, based on the present status and thoughts of working disabled persons, in order to consider the adaptability of such neo-liberalistic policies to disabled persons in Japan.

As a result, this investigation mainly indicated the three following points.

- ① We need to aim for "Independent Living" with variety of supporting plans, because only a few such persons can stand on their own legs through working.
- ② We need to continue to support them in many ways in order to help them to achieve "Independent Living". For example, finding workplaces, guaranteed income for their life requirements, everyday life support, communication support and consulting social services.
- ③ We need to break fresh ground among workplaces that are not yet open to them in Japan, and to create "Sheltered Employment" for their "Independent Living".

Keywords: Independent Living, Workfare, Activation, Sheltered Employment

* Professor, Faculty of Social Sciences, Ritsumeikan University